○総務省告示第二百二十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十四日

総務大臣　片山　善博

一　名称　平成二十三年度日米共同訓練及び日豪共同訓練（アラスカ州フェアバンクス）実施部隊

二　国外派遣期間　平成二十三年六月二十七日から平成二十三年七月二十九日まで

三　派遣人数（概数）　百二十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国アラスカ州フェアバンクス

○法務省告示第三百十七号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十三年六月二十四日

法務大臣　江田　五月

登記所　指定の効力が生ずる日

登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十一号）の規定によりその商業登記の事務が千葉地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の千葉地方法務局茂原支局及び東金出張所　平成二十三年七月十一日

登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十一号）の規定によりその商業登記の事務が水戸地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の水戸地方法務局龍ケ崎支局及び常陸太田支局　平成二十三年七月二十五日

登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十一号）の規定によりその商業登記の事務が大津地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の大津地方法務局高島出張所及び東近江出張所

附　則

この告示は、平成二十三年六月二十四日から施行する。

○法務省告示第三百十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十三年六月二十七日から効力を生ずる。

平成二十三年六月二十四日

法務大臣　江田　五月

東京法務局所属　五十嵐義治

東京法務局所属　西村　逸夫

横浜地方法務局所属　渋谷　勇治

大阪法務局所属　髙田　泰治

○法務省告示第三百十九号

福島県田村市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十三年六月二十四日

法務大臣　江田　五月

福島県田村郡常葉町大字堀田字猫穴五十七番地　大橋　正一

○法務省告示第三百二十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年六月二十四日

法務大臣　江田　五月

氏名　細川兼嗣

生年月日　千九百七十六年二月十八日

国籍　日本国

○財務省告示第二百九号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成二十三年三月財務省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十四日

財務大臣　野田　佳彦

本文に次の三号を加える。

五　全国商工会連合会に対して平成二十三年三月十七日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支出された寄附金で、東日本大震災により被害を受けた地域を地区とする商工会又は都道府県商工会連合会が全国商工会連合会の策定した計画に基づき行うその地区における商工業に関する施設の復旧及び経済の早期の復興を図る事業（商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第十一条第一号から第六号まで、第九号及び第十号又は第五十五条の八第一項第二号から第四号まで（事業の範囲）に掲げるものに該当するものに限る。）に要する費用に充てられるものの全額

六　日本商工会議所に対して平成二十三年三月二十二日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支出された寄附金で、東日本大震災により被害を受けた地域を地区とする商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき行うその地区における商工業に関する施設の復旧及び経済の早期の復興を図る事業（商工会議所法（昭和二十八年法律第四十三号）第九条第三号から第八号まで及び第十号から第十八号まで（事業の種類）に掲げるものに該当するものに限る。）に要する費用に充てられるものの全額

七　公益財団法人ヤマト福祉財団に対して平成二十三年六月二十四日から平成二十四年六月三十日までの間に支出された寄附金で、東日本大震災により被害を受けた地域における農業若しくは水産業その他これらに関連する産業の基盤の整備又は生活環境の整備により当該地域の復旧及び復興を図る事業に要する費用に充てられるものの全額

○国土交通省告示第六百七十三号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第一項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

本則の表利率欄中「一・四パーセント」を「一・三パーセント」に改める。

附則第三項の表利率欄中「一・七パーセント」を「一・五パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十三年五月二十日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第六百七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

外浜川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域